

地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況（平成 27 年度）

I 目 的

全国の地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況を把握し取りまとめた結果を情報提供することによって今後の施策の展開に資する。

II 調 査 対 象

47 都道府県、20 政令指定都市及び 1,741 市区町村（平成 27 年 4 月 1 日現在）

（注 1）・政令指定都市を除く市区町村の情報については各都道府県を通じて把握した。

III 調査基準日

調査時点は原則として平成 27 年 4 月 1 日現在であるが、調査項目の中には、各地方公共団体の事情により異なる場合がある。

IV その他

本調査の管理職及び採用者に関する調査対象範囲は、教職員以外で各地方公共団体の定員となっている職員。国家公務員の身分で地方公共団体に出向している職員などを含まない。

V 調査結果

1 男女共同参画に関する計画の整備

平成 27 年 4 月現在、全都道府県・政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定（同 26 年 4 月現在、全都道府県・政令指定都市）。

平成 27 年 4 月現在、市区町村において、計画を策定しているのは 1,277 市区町村で、総数に占める割合は 73.3%（うち市区は 789 で 97.0%、町村は 488 で 52.6%）（同 26 年 4 月現在、1,251 市区町村で 71.9%（うち市区は 785 で 96.6%、町村は 466 で 50.2%））。計画の策定を検討しているのは 96 市区町村で、総数に占める割合は 5.5%（同 26 年 4 月現在、94 市区町村で 5.4%）。

2 男女共同参画に関する条例

平成 27 年 4 月現在、千葉県を除く 46 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画に関する条例を制定（同 26 年 4 月現在、46 都道府県・全政令指定都市）。

平成 27 年 4 月現在、市区町村において、条例を制定しているのは 599 市区町村で、総数に占める割合は 34.4%（うち市区は 455 で 56.0%、町村は 144 で 15.5%）（同 26 年 4 月現在、571 市区町村で 32.8%（うち市区は 434 で 53.4%、町村は 137 で 14.8%））。条例の制定を検討しているのは 187 市区町村で、総数に占める割合は 10.7%（同 26 年 4 月現在、205 市区町村で 11.8%）。

3 審議会等委員への女性の登用

平成 27 年 4 月現在、法律又は政令により地方公共団体に設置されている審議会等委員に占める女性割合について、都道府県の審議会等は 30.6%（同 26 年 4 月現在 30.3%）、市区町村の審議会等は 25.6%（同 26 年 4 月現在 25.2%）。

なお、平成 27 年 4 月現在、都道府県防災会議に占める女性の割合は 13.2%（同 26 年 4 月現在 12.1%）、市区町村の防災会議に占める女性の割合は 7.7%（同 26 年 4 月現在 7.1%）で、女性委員のいない都道府県防災会議は 0（同 26 年 4 月現在 0）。

※ 調査時点は原則として 4 月 1 日現在であるが都道府県の事情によって異なる。

4 女性公務員の採用及び登用状況

平成 27 年 4 月現在、都道府県における地方公務員採用試験からの採用者の総数に占める女性の割合は 31.9%（同 26 年 4 月現在 32.6%）。そのうち大学卒業程度に占める女性の割合は 26.7%（同 26 年 4 月 26.1%）。

平成 27 年 4 月現在、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は 7.7%（同 26 年 4 月現在 7.2%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は 4.9%（新規）、本庁課長相当職は 8.5%（新規）である。また、本庁課長補佐相当職は 16.4%（新規）、本庁係長相当職は 20.5%（新規）。

また、今年初めて本庁課長相当職に昇任した者に占める女性の割合は 9.1%（新規）、本庁課長補佐相当職は 18.4%（新規）、本庁係長相当職は 24.3%（新規）。

市区町村の本庁課長相当職以上に占める女性の割合は 12.6%（平成 26 年 4 月現在 13.1%）、うち本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は 6.9%（新規）、本庁課長相当職は 14.5%（新規）である。また、本庁課長補佐相当職は 26.2%（新規）、本庁係長相当職は 31.6%（新規）。

5 男女共同参画・女性問題に関する職員研修

平成 26 年度は、34 都道府県・15 政令指定都市において、職員を対象に男女共同参画や

女性問題を主題とした講演会・研修会を実施（同 25 年度、32 都府県・14 政令指定都市）。

34 道府県・16 政令指定都市において、新任者研修や管理職研修等の一般研修の中に男女共同参画や女性問題の講義等を導入（同 26 年度、34 都道府県・15 政令指定都市）。

6 男女共同参画・女性のための総合的な施設

平成 27 年 4 月現在、45 都道府県・全政令指定都市において、男女共同参画・女性のための総合的な施設を設置し、広報啓発、相談事業、交流促進事業、調査研究等を実施（同 26 年 4 月現在、45 都道府県・全政令指定都市）。

291 市区町村において、男女共同参画・女性のための施設を整備（同 26 年 4 月現在、294 市区町村）。

7 平成 27 年度男女共同参画・女性関係予算

都道府県・政令指定都市の男女共同参画・女性に関する平成 27 年度予算は総額で約 102 億円（対前年度比 1.0%増）。

8 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携

(1) 地方公共団体と民間団体（女性団体等）との連携方法

平成 26 年度は、全都道府県・全政令指定都市において、情報提供等により民間団体との連携が図られた（同 22 年度、全都道府県・全政令指定都市）。

(2) 民間団体（女性団体等）のネットワーク活動

平成 26 年度は、38 道府県・12 政令指定都市において、民間団体のネットワークを組織。定例会議の開催、機関誌の発行、パンフレットの作成、交流イベントの開催等を通じて民間団体間の情報交換や交流活動を実施（同 25 年度、38 道府県・13 政令指定都市）。

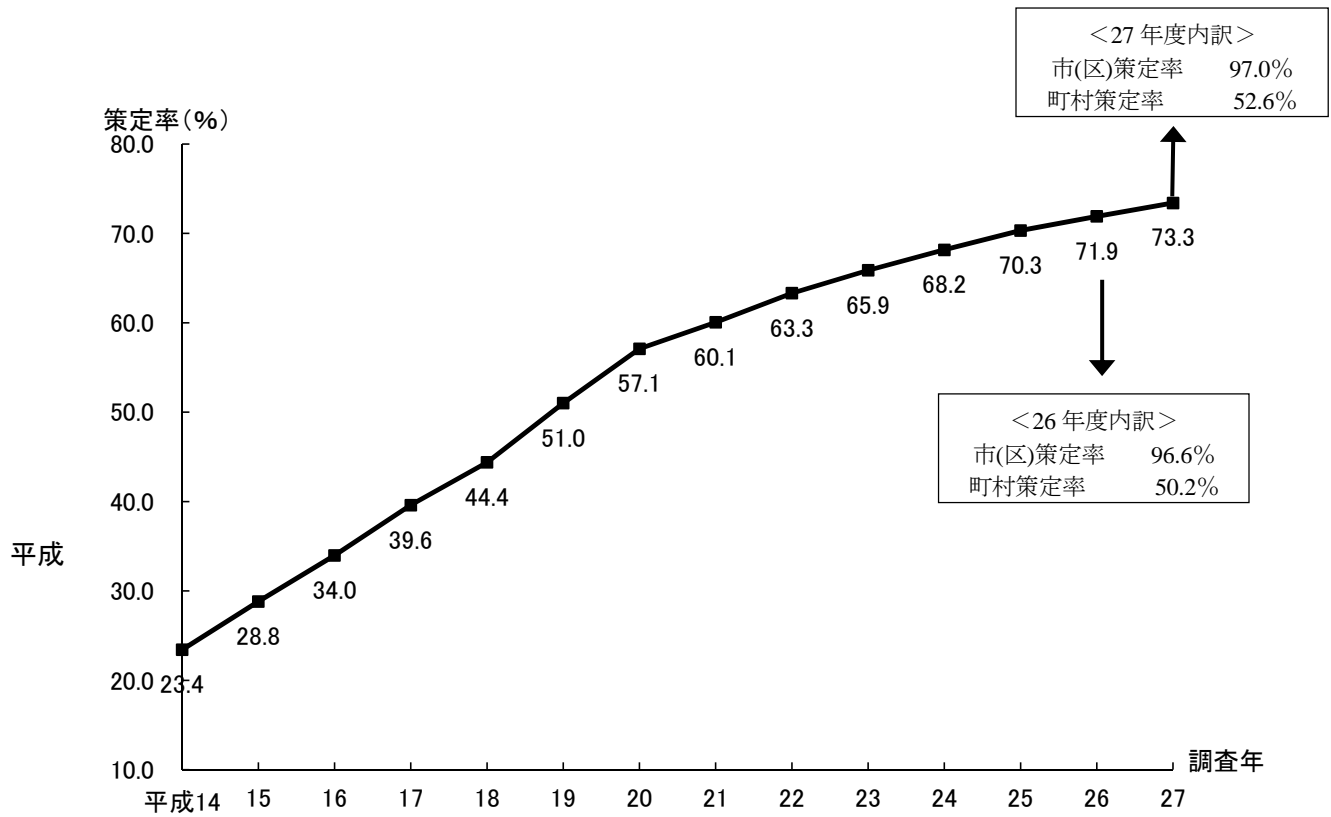
9 男女共同参画の宣言を行った市町村の状況

平成 26 年度に 9 自治体で宣言を実施し、平成 27 年 4 月現在、181 市区町村が男女共同参画宣言都市として男女共同参画社会の実現に取り組むことを宣言（同 26 年 4 月現在、172 市区町村）。

このうち、113 市区町村において、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施（同 26 年 4 月現在、115 市区町村）。

地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況

市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(備考) 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。